

学校法人桜美林学園内部統制システムに関する基本方針

2025年3月1日制定

学校法人桜美林学園（以下「法人」という。）は、2025年3月1日、理事会において、理事の職務執行が「法令」、「寄附行為」に適合すること及び業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関し、法人の基本方針を以下のとおり決定した。

1. 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、「法令」、「寄附行為」に従い、必要な事項については、評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督するものとする。
- ② 「寄附行為」、「理事会運営規程」、「評議員会運営規程」及び「常務理事会運営規程」に基づき、理事会、評議員会及び常務理事会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会、評議員会及び常務理事会の運営を行うものとする。
- ③ 「理事職務権限規程」及び「常務理事会運営規程」に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図るものとする。
- ④ 職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高めるものとする。
- ⑤ 理事会、評議員会及び常務理事会の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、「寄附行為」、「理事会運営規程」、「評議員会運営規程」、「常務理事会運営規程」及び「文書管理規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理するものとする。
- ⑥ 業務執行機関からの独立性を有する内部監査部門を設置し、業務の適正及び効率性を確保するため、業務を執行する各部の職務執行状況等を定期的に監査するものとする。

2. リスク管理に関する体制

- ① リスク対応方法等を明確にし、リスク管理体制を整備するために「リスク管理規程」を定めるものとする。
- ② 理事長をリスク管理最高責任者とする「リスク管理委員会」を設置し、法人運営に関するリスクの把握を行い、リスクの顕在化防止等を図るものとする。
- ③ 事業活動に関するリスクについては、「法令」、「寄附行為」及び「その他の規程」等に基づき、職務執行部門が自律的に管理することを基本とするものとする。
- ④ 内部監査部門はリスク管理の状況を適宜監査するものとする。
- ⑤ 法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定するものとする。

3. コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事及び職員の職務の執行が「法令」、「寄附行為」に適合することを確保するための体制を整備するため、「コンプライアンス推進規程」を定めるものとする。
- ② 理事長を最高責任者とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス推進に関する体制整備、不正防止等に関わる理事及び職員への教育及び啓発活動を実施、周知徹底を図るものとする。
- ③ 「法令」、「寄附行為」違反等の行為が発見された場合には、「コンプライアンス推進規程」に従って、理事会において迅速に状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応するものとする。

る。

4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ① 法人は、監事の職務を補助する職員（以下「補助職員」という。）を配置するものとする。
- ② 補助職員は、監事の職務を補助する業務を行う場合、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。
- ③ 理事又は職員等は、法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は「法令」、「寄附行為」及び「その他の規程」等に反する行為等を発見したときは、直ちに理事長、常務理事並びに監事に報告するものとする。
- ④ 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑤ 監事はその職務の執行について、法人に対して費用の前払又は償還、債務の債権者に対する弁済の請求をしたときは、法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑥ 法人は、監査環境の整備について、「監事監査規程」に定めるものとし、同規程の改廃については監事の同意を経て行うものとする。

5. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正するものとする。